

## 3. 教員の異常な長時間労働の是正をもとめて

## (1) 「教職員の長時間労働の実態」について

- ①本市教職員の勤務状況・残業時間はどのようになっているか、状況と見解は
- ②教員の勤務時間は法律上何時間で、実際の勤務時間は何時間か、勤務時間をどのようにして把握されているのか
- ③タイムカードの設置はされているのか、正しい勤務時間を把握するためという目的意識をもっているか
- ④持ち帰り仕事や、土日祝日や夏休みなどの出勤の実態の把握は
- ⑤教員一人当たりの持ち授業時数は週何コマで1日平均何コマか
- ⑥教員の多忙化、長時間労働の改善をすすめるためにも、国・府に教員定数の増員を強く求めることが重要だと考えるが、見解は
- ⑦小中学校の全学年で少人数学級の実施を求めるが見解は。そのためには、何人の教員増が必要か

## (2) 教員の長時間労働を是正する業務の削減について

- ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員などの配置状況および職務内容、学年主任やクラスの担任、支援学級の教職員との連携状況は
- ②市独自のふりかえりテストの目的は何か、結果は子どもたちのためにどういかされているか
- ③全国学力テスト、市独自のふりかえりテストの教員負担についての見解は
- ④教員の具体的な業務削減対策と見解は
- ⑤有給、病休、産休、育休などの取得状況は
- ⑥休暇をとっている間の、代替え教員確保の現状と課題は

## 【答弁】

3. 教員の異常な長時間労働の是正をもとめての(1)の①から⑦と(2)の①から⑥は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

まず、本市の教員の勤務時間は「富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する規則」により、休憩時間を除いて7時間45分と定めております。

タイムカードにつきましては、現在設置しておりません。しかしながら、勤務時間につきましては、客観的な方法で把握する必要がありますことから、本年度は、学校に配備されているパソコンを用いて、マウスをクリックすることで出退勤時刻を記録するシステムを独自に開発し、把握に努めているところです。

なお、教員の残業時間につきましては、一部の教員の自己申告による集計となりますが、平成30年度の1カ月当たりの平均で、小学校が約53時間、中学校は約74時間となっております。これを1日当たりの勤務時間に換算いたしますと、小学校では10時間4分、中学校では10時間59分となり、非常に厳しい状況にあるため、勤務時間の縮減に向けた取組みが必要であると考えております。

土日祝日や夏休みなどの出勤の実態の把握につきましては、夏休みなど長期休業中の出勤状況は現在のシステムで一定把握しておりますが、土日祝日の勤務時間や残業時間の把握は、一部にとどまっている状況です。

また、持ち帰り仕事につきましても、教員の日常の業務量を鑑みますと、平日だけでなく土日祝日にも行われている場合があると考えております。現在、その実態を把握している状況にはございませんが、今後、持ち帰り仕事の実態や、土日祝日、長期休業中の勤務も含めた正しい勤務時間を把握する効果的な方法について、研究を進めてまいります。

次に、本年度の教員一人当たりの持ち授業時数につきましては、小学校では週あたり約24コマ、1日平均約5コマ、中学校では週あたり約17コマ、1日平均約3コマとなっております。

また、少人数学級につきましては、国の定数や府の加配教員による小学校1・2年に加えて、現在、市独自で小学校6年と中学校3年でも教員を配置しているところです。これを全学年で実施する場合、本年度の児童生徒数をもとに計算しますと、すでに配置している小学校5名と中学校の8名の教員に加えて、さらに、小学校で11名、中学校で1名の教員が必要となります。本市教育委員会といたしましては、このような少人数学級を実現することは、きめ細かな指導による子どもたちの健やかな育成のみならず、教員の負担軽減を図るためにも重要であると考えております。こうしたことから、市独自で実施している少人数学級編成の拡充について研究を進めるとともに、引き続き、国や府に教員定数の改善を要望してまいります。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員などの配置状況や職務内容、連携の状況についてお答えいたします。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、府の制度を活用し、全中学校区に1名ずつ、計8名を週1回派遣し、中学校区の児童生徒や保護者等の相談やカウンセリング等に活用しております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、市費で雇用している3名を配置型として、主に重点配置校3校と巡回校4校で活用し、それ以外の学校では、府からの派遣型スクールソーシャルワーカーを活用しております。様々な背景を抱える子どもたちの支援のために、主に生徒指導に係る会議や担当者、学年主任、担任等と情報共有やケース会議を行いながら、それぞれの職務に応じてカウンセリングを行ったり、福祉関係への接続を図ったりしております。

さらに、市独自で配置している介助員や特別介助員につきましては、各校の子どもたちの状況を確認した上で、それぞれの学校へ配置しているところでございます。本年度は、医療的ケアが必要な子どもたちを支援する特別介助員も含め、小学校に51名、中学校に16名を配置しております。介助員や特別介助員につきましては、支援教育担当教員、学年主任、通常学級の担任等と連携し、日々子どもたちの学習の見守りや学校生活のサポートを行い、より良い支援の実現に活かしているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、このような、教員以外の専門職の雇用や活用のもとで、教員の負担軽減を図るため、それぞれの職員が連携し、「チーム学校」としての取組みを進めることが重要だと認識しております。こうしたことから、引き続き、学校内外の人材活用に努めてまいります。

次に、ふりかえりテストや全国学力テストについてお答えいたします。

ふりかえりテストは、小学校4年生から6年生を対象に国語と算数について、子どもたちの学習におけるつまづきを早い段階でつかみ、個に応じた指導につなげる方策の一つとして活用するものとなります。本年度は、予定も含めて現段階では12校が実施し、問題の一部を活用する学校は2校となっております。

このふりかえりテストは、テストの自作に係る教員負担を軽減するため、各校が利用できるようにセンターサーバで共有しています。しかしながら、テストの採点等は機械処理できない業務であるため、一定の時間を要することになります。また、全国学力テストの分析をはじめ、授業改善に向けた取組み等を進めるにも、その時間確保を図る必要がございます。こうしたことから、他の業務も含めた総合的な観点により、業務改善に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、産休、育休につきましては、団塊の世代と呼ばれる教員の大量退職により、新規採用教職員が増えたことから、年々増加傾向にあります。有給休暇の

平均取得率につきましては、平成30年度で小学校が42.8%、中学校が30.7%となっております。子どもと関わる職という特殊性から、有給休暇を取りづらい状況の中ではございますが、学校行事の見直しや会議の短縮、管理職からの声かけなどにより、病休、産休、育休の申出や、有給休暇の取得を行いやすい環境づくりを進めていく必要があると考えております。

そのような中で、代替教員の配置につきまして、その必要性が年々増してきております。また、慢性的な講師不足に加え、中学校における教科性や、学校の求めに応じた代替教員を配置するには、府や他市町村の人事担当者との連絡や、大学等に照会をかけるなど、幅広い対応を行う必要がございます。現在、本市におきましては、欠員が生じていない状況ではございますが、代替教員の配置につきましては、今後も、引き続き努力してまいります。

最後に、教員の具体的な業務削減対策についてお答えいたします。

各校の授業時数につきましては、本年度当初の校長会にて、標準時数を大幅に上回ることはないよう周知し、府の教育課程調査等を通じて確認や助言を行っているところです。さらに、中学校においては部活動の指導が長時間勤務の一因とされていることから、試合の引率を含め教員に替わって指導を行うことができる部活動指導員を本年度より2名配置し、研究を進めているところであります。

教員の業務削減対策といたしましては、このような人材の活用とともに、様々な事務処理の効率化や削減を図る必要があると考えております。今後は、計画的に整備するICT機器を活用することで、教材共有や情報連携、文書作業事務の効率化を進め、授業準備や指導方法の検討、各種会議資料の作成等に要する時間の短縮を図ることや、市教育委員会への報告書類等の簡略化や精選等にも取り組んでまいります。

あわせて、ノー残業デーの実施、学校閉庁日や閉庁時間帯の設定、夏季教職員研修の精選等も検討してまいります。

本市教育委員会といたしましては、教員の多忙化や長時間労働の改善を図るために、業務削減や教員の増員を図る重要性を認識しております。こうしたことから、今後、本市における働き方改革を進めるとともに、引き続き、業務削減や教員定数の増加を、国や府に要望してまいります。